

宮崎県公報

平成28年10月7日(金曜日)号外 第52号

発 行 禬

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

次 目

選挙管理委員会告示

- ○宮崎県議会議員補欠選挙における選挙運動に関 する支出の最高額…………………………1

頁 : ○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3

○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分

選举管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第61号

平成28年10月16日執行の宮崎県議会西都市・西米良村選出議員補 欠選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額は、候補者一人 につき次のとおりである。

平成28年10月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊 1 候補者一人につき 6, 184, 900円

宮崎県選挙管理委員会告示第62号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第 76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の 組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第 162号)第8条第1項 に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40 万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の 1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得 た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える 数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40 万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成28年10 月6日現在次のとおりである。

平成28年10月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18.662人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え 80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じ て得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、そ の総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分 の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分 の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 216,633人

宮崎県選挙管理委員会告示第63号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙 権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以 下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た 数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数 が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を

乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を 乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成28年10月6日現在次の とおりである。

平成28年10月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊 西都市•西米良村選挙区 9,176人